

いわてで生み育てる県民運動キャッチフレーズ及びロゴデザイン 使用取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、いわてで生み育てる県民運動の一環として策定したキャッチフレーズ「いわての子 みんなでつくる 大きなゆりかご」に係るキャッチフレーズ及びロゴデザインの利用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) キャッチフレーズ等 キャッチフレーズ「いわての子 みんなでつくる 大きなゆりかご」に係るキャッチフレーズ及びロゴデザイン
- (2) 物品 デザイン等を使用した商品、景品、商品等のパッケージ及びこれらに準ずるもの

(キャッチフレーズ等の使用)

第3条 キャッチフレーズ等の使用については、特に許諾を要しない。ただし、収益を上げることを目的として作成し、若しくは提供される物品又はサービスにキャッチフレーズ等を使用する場合のキャッチフレーズ等使用は、あらかじめ、岩手県保健福祉部保健福祉企画室長（以下「管理者」という。）に、協議するものとする。

- 2 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。
 - (1) 岩手県の品位を傷つけるおそれ、若しくは県民運動の推進の妨げになるおそれのあるとき。
 - (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
 - (3) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
 - (4) キャッチフレーズ等のイメージを損なうおそれのあるとき。
- 3 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、デザインの使用を禁止することができる。
 - (1) 前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。
 - (2) 前項各号に該当すると認める場合で、緊急を要するとき。

(デザイン等使用料)

第4条 デザイン等を使用する際の料金は、無償とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 デザイン等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) カラー表示する場合、原則として色を変更しないこと。
- (2) 縦横の比率を変えないこと。
- (3) バランスを変えないこと。
- (4) 原則として他の絵や文字を上重ねないこと。

(責任の制限)

第6条 使用者が、デザイン等の使用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、管理者は責任の一切を負わないものとする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に管理者が定める。